

犬や猫を日本に輸入される皆様へ

# 輸入検査のながれ

**\*注 輸出国**  
輸出国での準備

1. マイクロチップ装着
- 2-3. 狂犬病予防接種 (ワクチン) (少なくとも2回)
4. 狂犬病の抗体価検査
5. 180日間待機  
有効追加期間を過ぎる場合は追加の狂犬病予防接種/狂犬病の抗体価検査
6. 出発前の臨床検査
7. 輸出国政府機関発行の証明書の取得 など

NACCSでも可



**届出書の提出**

犬や猫が日本に到着する日の40日前までに、到着予定空港(港)の動物検疫所に御提出ください。短時間で輸入検査が終了するよう、届出内容を元に打合せを行い、その後に受理書をお送りします。届出後の変更も可能です。

NACCSでも可



**受理書の確認**

予定係留期間を御確認ください。

**\*注 指定地域以外から輸入する場合。**  
指定地域から輸入する場合は、輸出国で準備する内容が異なります。

詳しくは動物検疫所ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-free.html>)  
ご確認ください。



日本へ

**\* 係留施設のある空港(港)は限定されています。**  
**\* 犬の輸入できる空港(港)も限定されています。**

## 輸入検疫

(日本) 輸入国

NACCSでも可 (届出と同時に進行事も出来ます)



**輸入検査申請**

日本到着時に動物検疫所で輸入検査を行います。輸入条件を満たしていることが証明されている犬や猫は、通常短時間で検査が終了しますが、個体識別や証明内容に不備がある場合長期間(180日以内)の係留検査となります。

**到着時の検査**



書類審査 +



犬や猫の確認、検査

問題なし

条件不備



**係留検査 (飼養管理等は輸入者負担)**

最長180日間

動物検疫所が行う検査を除き、係留期間中の飼養管理等は輸入者の責任と負担において行っていただきます。また、病気(検査対象疾病以外)の場合の民間獣医師による診療(往診のみ)、検査終了後の手続及び犬猫の引取り、返送・処分等についても、同様です。このため、長期間の係留検査にならないよう、輸入条件に沿った準備をしてから輸入してください。



**輸入検疫証明書発行**



**入国**

\* 犬はお住まいの市町村に登録してください。